

児童手当の申請はお忘れなく

児童手当制度とは、児童が健やかに成長するよう、児童を養育している人に手当を支給するものです。児童手当は、申請をしませんと支給されませんので、忘れずに申請をしてください。

★五月中に申請を

三歳未満の児童（平成九年六月一日生まれ以降の児童）を養育していて、児童手当を現在受給していない保護者は、五月中に直接、児童福祉課で申請をしてください。

持ち物 印鑑と父親（母子家庭の場合は母親）名義の通帳（郵便局以外）

※現在児童手当を受給している人は、六月中旬ごろ郵送する現況届を提出してください。

★児童手当の額

第一子、第二子 五千円（月額）
第三子以降 一万円（月額）

★所得制限

児童手当には所得制限があります。平成十二年度の限度額（案）は、表のとおりです（変更の可能性あり。五月中旬ころ決定）。申請を受け付けた後に所得審査を行い、手当が受けられるかどうか七月中旬ころまでに通知します。

★支給対象が拡大される予定です

今までは三歳未満の児童が対象になっていましたが、六月分から対象が未就学児童まで（小学校入学前の三月分

平成12年度所得制限限度額（案）

| 扶養親族などの数 | 児童手当 | | 特例給付 ※ | |
|----------|-------|-----------|--------|-----------|
| | 所得額 | （収入額） | 所得額 | （収入額） |
| 0人 | 170万円 | （280万円） | 361万円 | （528万8千円） |
| 1人 | 208万円 | （334万3千円） | 399万円 | （576万3千円） |
| 2人 | 246万円 | （385万円） | 437万円 | （623万8千円） |
| 3人 | 284万円 | （432万5千円） | 475万円 | （670万円） |
| 4人 | 322万円 | （480万円） | 513万円 | （712万2千円） |
| 5人 | 360万円 | （527万5千円） | 551万円 | （754万4千円） |

◎老人扶養親族がある場合には1人につき6万円が限度額に加算されます。

◎平成11年分源泉徴収票を参考にする人は、「給与所得控除後の金額」という欄の金額から8万円を引き、所得限度額未満であれば支給対象となります（そのほかにも考慮される控除もあります）。

◎所得が左側の児童手当欄の限度額を超えても、厚生年金に加入している人は、右の特例給付欄の限度額未満であれば該当になります。

※特例給付とは…所得制限により児童手当を受けられない厚生年金などの加入者（サラリーマンなど）は、所得が特例給付限度額未満の場合に限って、特例給付として児童手当と同額の手当が支給されます。

まで）に拡大される予定です。対象者 平成六年四月二日〜平成九年五月三十一日生まれの児童を養育している保護者

申請方法 制度が改正になり次第該当者には申請書などを発送しますので、同封した案内文書に目を通して申請してください。五月の下旬ころ申請を受け付ける予定です。五月中に申請書が届かなかった場合には、該当

するかどうか確認の上、児童福祉課で申請をしてください。

※保護者が公務員の場合は職場に申請をしてください。

※単身赴任などで保護者の住所が市外にある場合は、保護者の住民登録上の住所地で申請をしてください。

問い合わせ

児童福祉課 内線二三二八